

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成26年5月8日(2014.5.8)

【公表番号】特表2013-523536(P2013-523536A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-500388(P2013-500388)

【国際特許分類】

B 6 5 D 5/38 (2006.01)

B 6 5 D 5/54 (2006.01)

B 6 5 D 85/10 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 5/38 F

B 6 5 D 5/54 3 0 1 N

B 6 5 D 5/38 C

B 6 5 D 85/10

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月24日(2014.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スライド及びシェル容器であって、

シェル前面壁と、シェル背面壁と、第1のシェル側壁と、第2のシェル側壁と、切り欠き部分とシェル外側底面壁パネルを含むシェル内側底面壁パネルから形成されたシェル底面壁と、を含む外側シェルと、

前記外側シェル内に装着され、かつスライド前面壁と、スライド背面壁と、第1のスライド側壁と、第2のスライド側壁と、スライド内側底面壁パネルとスライド外側底面壁パネルから形成されるスライド底面壁とを含む内側スライドと、

を含み、

前記外側シェル及び前記内側スライドは、1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに取外し可能に接続され、

前記1つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って前記外側シェルと内側スライドが分離される時に、該内側スライドは、閉鎖スライド位置と開放スライド位置の間で該外側シェル内において移動可能になり、

前記スライド外側底面壁は、前記容器の組立によって、前記スライド外側底面壁が前記シェル内側底面壁パネルの切り欠き部分を通り抜けるような形状になっている

ことを特徴とするスライド及びシェル容器。

【請求項2】

前記スライド外側底面壁パネルは前記シェル内側底面壁パネルにおける前記切り欠き部分よりも小さいことを特徴とする請求項1に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項3】

前記外側シェル及び内側スライドは、該外側シェルと該内側スライドを分離するために容器から分離可能である一体化開封ストリップを形成する2つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに取外し可能に接続されることを特徴とする請求項1又は請求項2に記

載のスライド及びシェル容器。

【請求項 4】

前記内側スライドは、箱と、ヒンジ線に関して該箱に接続されたヒンジ蓋とを含み、

前記閉鎖スライド位置では、前記ヒンジ蓋は、前記外側シェルによって閉鎖位置に保持され、前記開放スライド位置では、該ヒンジ蓋は、開放位置まで移動可能である、

ことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 つの請求項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 5】

前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿った前記外側シェルと前記内側スライドの分離の前に、該内側スライドは、前記閉鎖スライド位置に保持されることを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 6】

前記外側シェルからの前記内側スライドの取り外しを防止するための保持手段を更に含むことを特徴とする請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 7】

前記保持手段は、前記内側スライドの前記開放スライド位置を超える移動を防止するために外側スリープと係合することが可能である該内側スライドに設けられた少なくとも 1 つの保持タブを含むことを特徴とする請求項 6 に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 8】

前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線は、前記スライド前面壁とシェル側壁の間に位置付けられることを特徴とする請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 9】

前記スライドの少なくとも 1 つの壁が、画像区域を含み、

上に重なる前記シェル壁は、前記シェルと前記スライドの間の相対的な移動が、前記スライド壁上の前記画像区域を対応する該シェル壁の少なくとも 1 つの開口部に少なくとも部分的に整列させるような少なくとも 1 つの開口部を含む、

ことを特徴とする請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 10】

前記外側シェル及び内側スライドは、前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線を含む 1 つの積層プランクで一緒に形成されることを特徴とする請求項 1 から請求項 8 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 11】

開封タブが、前記 1 つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って設けられることを特徴とする請求項 1 から請求項 10 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 12】

前記内側スライドは、複数の喫煙物品を収容することを特徴とする請求項 1 から請求項 11 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器。

【請求項 13】

請求項 1 から請求項 12 のいずれか 1 項に記載のスライド及びシェル容器を形成するための積層プランクであって、

内側スライドを形成するためのスライド形成部分と、

外側シェルを形成するためのシェル形成部分と、

を含み、

前記スライド形成部分及び前記シェル形成部分は、1 つ又はそれよりも多くの脆弱線に沿って互いに接続され、

前記内側スライド形成部分は、スライド前面壁パネル、スライド背面壁パネル、第 1 のスライド側壁パネル、第 2 のスライド側壁パネル、スライド外側底面壁パネル及びスライ

ド内側底面壁パネルと、を含み、

前記シェル形成部分は、シェル前面壁パネル、シェル背面壁パネル、第1のシェル側壁パネル、第2のシェル側壁パネル、シェル外側底面壁パネル及び、切り欠き部分を含むシェル内側底面壁パネルを含み、及び

前記スライド外側底面壁パネルは、容器を形成するために積層プランクが組み立てられる時に、該スライド外側底面壁パネルが前記シェル内側底面壁パネルの前記切り欠き部分を通過するような形状にされる、

ことを特徴とする積層プランク。

【請求項14】

請求項13に記載の積層プランクからスライド及びシェル容器を形成する方法であって

、
内側スライド形成部分及び外側シェル形成部分をそこに設けられた縦方向折り畳み線に沿って折り畳むことにより、容器を部分的に組み立てる段階と、

前記内側スライド形成部分の中にその開放端部を通して消費財を挿入する段階と、

前記スライド内側底面壁パネル及び前記シェル内側底面壁パネルを内向きに折り畳む段階と、

前記スライド内側底面壁パネル及び前記シェル内側底面壁パネルに接着剤を適用する段階と、

前記スライド外側底面壁パネル及び前記シェル外側底面壁パネルを該スライド外側底面壁パネルが前記シェル内側底面壁パネルの前記切り欠き部分を通過して前記スライド内側底面壁パネルに接着し、かつ該シェル外側底面壁パネルが該シェル内側底面壁パネルに接着するよう内向きに折り畳む段階と、

を含むことを特徴とする方法。